

一般社団法人 出張リラクゼーション普及協会 会員規約

目的

第 1 条

この規約は一般社団法人 出張リラクゼーション普及協会(以下協会という)会員について必要な事項を定める。

加盟・入会

第 2 条

協会規約・会員規約のそれぞれの事項を遵守し誓約すること。

加盟・入会の方法

第 3 条

加盟・入会を希望するサロンは所定の書類に必要事項を記入し、協会本部あてに提出すること。
(提出は不着等によるトラブルを防ぐため、送致が証明される郵送、宅配便のいずれかの方法とする)

第 4 条 会費および支払方法

1. 会員は、別途定める入会金・会費を当法人所定の方法にて支払うものとします。当法人は、一旦支払いを受けた入会金・会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行いません。
2. 当法人は、会員への事前の告知をもって、入会金・会費を変更することができるものとします。
3. 入会金・会費および参加費用は、当法人が定める以下の方法で支払うものとします。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とします。
4. 入会金・会費および参加費用は前納で支払うものとします。
5. 2回目以降の会費の支払いは口座振替のみとなります

第 5 条 有効期間

会員資格の有効期間は、当法人が入会申込書を受付け、その入会を承認し、第 5 条に定める入会金および会費の入金を確認したときから 1 年間とし、以後、退会の申し出または除名若しくは会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとします。

健全店認定店の諾否

第6条

1. 登録の諾否については協会が審査を行う。
2. 審査結果については、当該申請サロンに通知すると共に、理事会または常任理事会にも報告する。

会員・健全店認定店

第7条

協会の会員制度には、スリーピングアロマセラピー資格を取得後に入会して頂ける個人会員と、健全店舗認定後に入会して頂ける法人会員、その他、協会の趣旨に賛同される方であればどなたでも入会して頂ける賛助会員の3種類とする。

入会金と年会費

第8条

会員種別	入会金	年会費	賛助会費
正会員(個人)	10,000 円	12,000 円	30,000 円
正会員(法人)	60,000 円	60,000 円	一口 100,000 円

1. 正会員(個人)入会金は 10,000 円とする。
2. 正会員(個人)年会費は 12,000 円とする。
3. 正会員(法人)入会金は 60,000 円とする。
4. 正会員(法人)年会費は 60,000 円とする。

更新

第9条

基本的には自動更新とし、1ヶ月前に申告がない限り、更新に関する文面等は省略する。

義務

第10条

会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。
会員は住所、氏名(法人・団体の名称)、や登録内容に変更が生じた場合、ただちに協会へ届け出なければならない。

権利・義務の始期

第 11 条

会員としての権利は、前項の入会手続きが完了した時に発生するものとする。

会員譲渡の禁止

第 12 条

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできない。

私的利用の範囲外の利用禁止

第 13 条

会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者を通して使用させることはできない。

会員資格の喪失

第 14 条

会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- ・ 協会に所定の退会届を書面で提出したとき。
- ・ 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- ・ 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。
- ・ 会費を滞納し、且つその催促に応じなかったとき

入会金および会費の返還

第 15 条

定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した諸費用等は一切返還しない。

再入会

第 16 条

資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

除名

第 17 条

会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、協会は理事会の議決により会員を除名することができる

権利帰属

第 18 条

1. 協会が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的財産権は、すべて協会に帰属するものとし、会員はこれを無断で利用することはできない。
2. 会員は、協会の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等協会から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできない。
3. 前2項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

個人情報

第 19 条

会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ず第三者に開示しないものとする。